

# 静岡県東部地域における 道路啓開基本方針

(令和6年度改訂版)

静岡県東部地域道路啓開検討会

令和7年3月

# 静岡県東部地域における道路啓開基本方針

## 目次

1. 方針の位置付けと策定意義	3
1.1 本方針の位置付け	3
1.2 本方針の策定意義	7
1.3 対象とする災害	8
2. 基本方針	10
2.1 目標(ミッション)	10
2.2 広域的な道路啓開との関係	10
2.3 道路啓開基本方針	11
2.4 道路啓開を実施する代表路線	13
3. 道路啓開の実施体制	14
3.1 広域支援ルート確保との関係	14
3.2 静岡県東部地域の道路啓開の体制	15
4. 道路啓開の実施	16
4.1 災害発生直後の連絡体制の確立	16
4.2 道路パトロールの実施	17
4.3 緊急車両通行のための通行規制及び区間指定の実施	18
4.4 被害状況等の共有	19
4.5 道路啓開方針・手順等の決定	20
4.6 道路啓開の実施	24
4.7 道路啓開状況の把握	25
5. 道路啓開における留意点	26
5.1 TEC-FORCE による支援との連携	26
5.2 関係機関との連携	28
6. 今後必要となる事項	29
6.1 伊豆地域における道路整備の推進	29
6.2 防災拠点の整備と活用	31
6.3 情報連絡体制の強化	33
6.4 関係機関による道路啓開訓練の実施	34

# 1. 方針の位置付けと策定意義

## 1.1 本方針の位置付け

本方針は静岡県東部地域における各関係機関の統一的な道路啓開方針として申し合わせるものであり、本方針に記載された道路啓開の手順、体制等は、各機関の防災業務計画等に反映されるものである。

東日本大震災を踏まえ、平成 24 年 11 月に策定された「中部圏地震防災基本戦略（以下、「基本戦略」）（令和 3 年 5 月改訂）」は、南海トラフ巨大地震等の広域的大災害に対し、総合的かつ広域的視点から重点的・戦略的に取り組むべき項目や内容を取りまとめたものであり、各機関の緊密な連携なくしては達成が難しく、かつ緊急的に対処すべき 11 課題を「優先的に取り組む連携課題」として選定している。この中の 1 課題と位置づけられた「道路啓開・航路啓開等のオペレーション計画」を踏まえ、「中部版くしの歯作戦（道路啓開オペレーション計画）」が策定され（令和 6 年 12 月に改訂）、静岡県内でも地域ごとに検討が始められている。

○本方針は、関連計画の改定及び今後の道路整備状況、地震・津波被害想定等の変化に応じて、静岡県東部地域道路啓開検討会において協議の上、改訂する。

## (1) 中部圏地震防災基本戦略のあらまし

### ①中部圏地震防災基本戦略（令和3年5月20日改訂）

東海・東南海・南海地震対策中部圏戦略会議（現「南海トラフ地震対策中部圏戦略会議」）が、3連動地震等の広域的大災害に対し、中部圏の実情に即した予防対策や応急・復旧対策等について総合的かつ広域的視点から重点的・戦略的に取り組むべき項目や内容を取りまとめたもの

### ②南海トラフ地震対策中部圏戦略会議構成員

- ・座長：奥野 信宏（中京大学総合政策学部教授）
- ・学識経験者 13名
- ・国の地方支分部局 36機関  
（中部管区警察局、東海総合通信局、中部地方整備局、陸上・海上・航空自衛隊 等）
- ・地方公共団体等 13機関（管内の県・政令市、県警察本部 等）
- ・経済団体 4機関（中部経済連合会、静岡県商工会議所連合会 等）
- ・ライフライン等関係機関 60機関（中日本高速道路株式会社、中部電力 等）
- ・報道関係機関 10機関（NHK、テレビ静岡、静岡第一テレビ、静岡朝日テレビ 等）
- ・事務局：国土交通省中部地方整備局

### ③優先的に取り組む連携課題

#### 【11の連携課題】

1. 災害に強いものづくり中部の構築
2. 災害に強い物流システムの構築
3. 災害に強い地域づくり
4. 情報伝達の多層化・充実と情報共有の強化
5. 防災意識改革と防災教育及び人材育成の推進
6. 確実な避難を達成するための各種施策の推進
7. 災害廃棄物処理のための広域的連携体制の整備
8. 防災拠点を結ぶネットワーク形成と総合啓開のオペレーション計画の策定
9. 関係機関相互の連携による防災訓練の実施
10. 初動時医療対策のあり方
11. 大規模地震発生時の初動時のヘリ等による情報収集・情報共有体制の構築

出典：中部圏地震防災基本戦略【第三次改訂】

### ④「中部版くしの歯作戦」の策定

「優先的に取り組む連携課題」の「8. 防災拠点を結ぶネットワーク形成と総合啓開のオペレーション計画の策定」への取り組みとして「中部地方幹線道路協議会 道路管理防災・震災対策検討分科会」は、「早期復旧支援ルート確保手順（中部版くしの歯作戦）平成24年3月」の策定を経て、「中部版くしの歯作戦」（令和6年12月改訂版）に至る。



## (2) 静岡県東部地域道路啓開検討会の設立

### ①検討会設立の目的

南海トラフ巨大地震等が発生した際に、県の東西を結ぶ幹線道路や津波被害が予想される沿岸部及び伊豆地域を結ぶ基幹道路を抱える静岡県東部地域において、人命救助をはじめとする諸活動を円滑に進めるため、明確なオペレーションのもと関係機関が一致協力して、速やかに道路啓開を実施する必要がある。

検討会は、中部版「くしの歯作戦」を受け、情報収集や関係機関の連絡及び道路啓開の手順、体制等を含む、静岡県東部地域における発災初期の道路啓開オペレーション計画を策定し、関係機関において継続的に事業進捗等による改訂及び認識共有の促進を図ることを目的とし平成 24 年度に設立された。

### ②検討会の構成機関

静岡県東部地域道路啓開検討会は、以下の機関で構成される。

表 1 静岡県東部地域道路啓開検討会の構成機関

構成機関	実施主体(個別の関係機関及び事業者)					
国土交通省 中部地方整備局	静岡国道事務所 沼津河川国道事務所 富士砂防事務所					
静岡県	危機管理部 交通基盤部 東部地域局 賀茂地域局 沼津土木事務所 熱海土木事務所 下田土木事務所 富士土木事務所 田子の浦港管理事務所					
自治体	沼津市 伊豆市 裾野市 西伊豆町	熱海市 伊豆の国市 東伊豆町 函南町	三島市 富士市 河津町 清水町	伊東市 富士宮市 南伊豆町 長泉町	下田市 御殿場市 松崎町 小山町	
道路公社	静岡県道路公社					
高速道路会社	中日本高速道路(株) 御殿場保全サービスセンター 中日本高速道路(株) 富士保全サービスセンター					
警察機関	静岡県警察本部 交通部交通規制課 静岡県警察本部 警備部緊急事態対策課					
自衛隊	陸上自衛隊 第 34 普通科連隊第 3 科運用訓練幹部					
消防機関	駿東伊豆消防本部 警防課					
建設業協会	一般社団法人静岡県建設業協会 一般社団法人沼津建設業協会 一般社団法人三島建設業協会 一般社団法人下田建設業協会 一般社団法人富士建設業協会 ※災害協定を直接道路管理者と締結している事業者を含む					
レンタル協会	一般社団法人日本建設機械レンタル協会 静岡支部					
石油商業組合	静岡県石油商業組合					
電力事業者	東京電力パワーグリッド(株)					
通信事業者	西日本電信電話(株)					

## 1.2 本方針の策定意義

本方針では、大規模災害時における人命救助のため、緊急輸送ルート及び緊急輸送路の確保を迅速かつ的確に対応することを目的とし、道路啓開の手順及び国、県、各市町をはじめとする関係機関の役割分担等を示している。

静岡県東部地域を含む広範囲で発生する大災害に対し、緊急輸送ルートの確保を迅速かつ的確に対応するためには、他地域からの応援（TEC-FORCE）等も含め広域的な視点からの道路啓開を行う国、県、各市町をはじめとする関係機関が、日頃から緊急輸送ルート確保方針について共通認識を持ち、発災時には密に連携して、道路の啓開作業にあたることが肝要である。

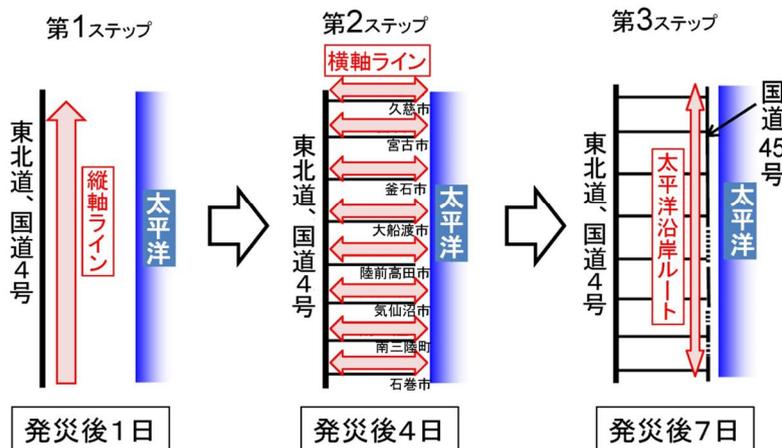
本方針は、静岡県東部地域で予想される地震・津波被害等を勘案するとともに隣接する静岡県中部地域の啓開方針とも連携して、道路啓開の手順を示し、国、県、各市町、（広域）支援機関等の関係機関の役割分担等を取りまとめている。

### ■東日本大震災における「くしの歯作戦」による道路啓開

- ・より多くの人命救助のため、一刻も早く緊急輸送ルートの確保を行うことを目的とし、国土交通省 東北地方整備局は、広域的な観点から東北自動車道、国道4号から沿岸部及び沿岸部の国道45号の道路啓開を関係機関と調整しつつ実施した。

### ■ 3月11日、津波で大きな被害が想定される沿岸部へ進出のため、「くしの歯型」救援ルートを設定

- <第1ステップ> 東北道、国道4号の縦軸ラインを確保
- <第2ステップ> 太平洋沿岸地区へのアクセスは東北道、国道4号からの横軸ラインを確保  
→3月12日：11ルートの東西ルート確保 →3月14日：14ルート確保  
→3月15日：15ルート確保（16日から一般車両通行可）
- <第3ステップ> →3月18日：太平洋沿岸ルートの国道45号、6号の97%について啓開を終了



国道4号から各路線経由で  
国道45号及び国道6号までの啓開状況



### 1.3 対象とする災害

本方針は、南海トラフ巨大地震等により静岡県東部地域を含む複数県にわたる広範囲において大津波警報が発表され、津波による被害が発生した場合及び、静岡県東部地域を含む広範囲で地震被害が発生した際に、被災地域に向けた道路啓開を対象とする。

#### (1) 巨大地震による地震動の想定

「静岡県第4次被害想定」(平成25年6月)によると南海トラフ巨大地震の発生により静岡県東部地域の大部分の地域で震度6弱以上の地震動となることが想定されている。

また、「静岡県第4次被害想定 追加資料」(平成27年1月)では、相模トラフ沿いで発生する地震により、静岡県東部地域では最大で震度6~7の地震動となることが想定されている。

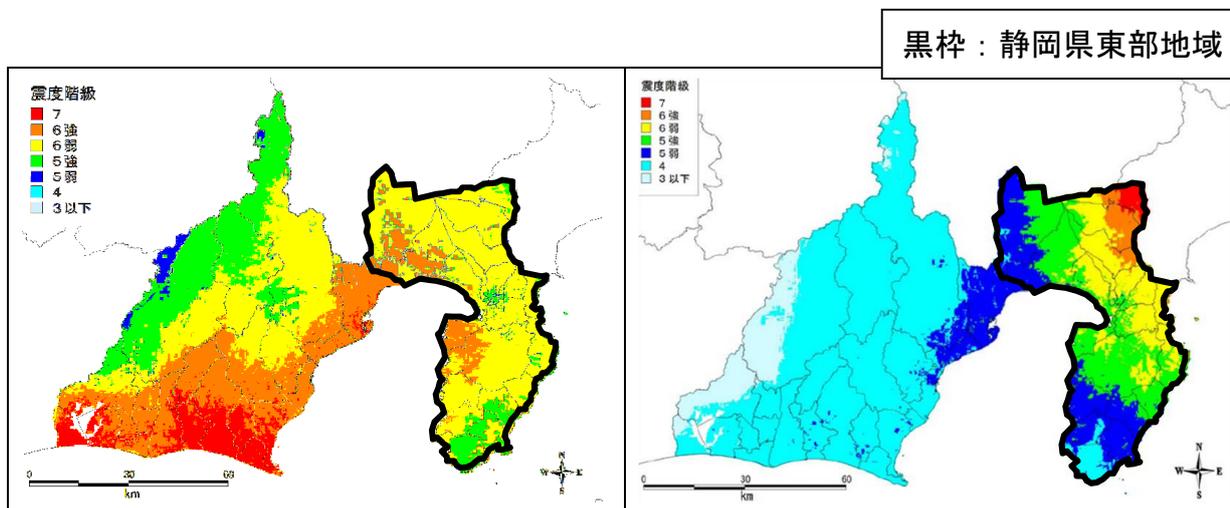


図2 震度分布図

(左：南海トラフ巨大地震 東側ケース、右：相模トラフ沿いの最大クラスの地震)

出典：静岡県第4次被害想定(H25.6)

出典：静岡県第4次被害想定 追加資料(H27.1)

(2) 広範囲（複数県）で津波被害が想定される地震

静岡県第4次被害想定によると、南海トラフの巨大地震及び相模トラフ沿いで発生する地震により、巨大津波が広範囲で発生する。

静岡県東部地域においては、南海トラフの巨大地震による最大の津波高として、下田市では33m、松崎町では16m、沼津市では10m、富士市では6mが想定されている。また、相模トラフ沿いで発生する地震による最大の津波高として、熱海市や伊東市では15mを超える巨大津波が想定されている。

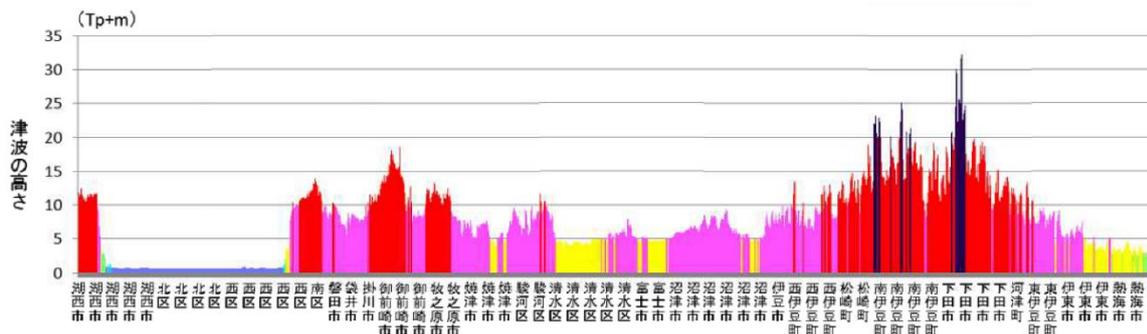


図3 南海トラフ巨大地震(ケース⑧)

出典：静岡県第4次被害想定(第一次報告)(平成25年6月)

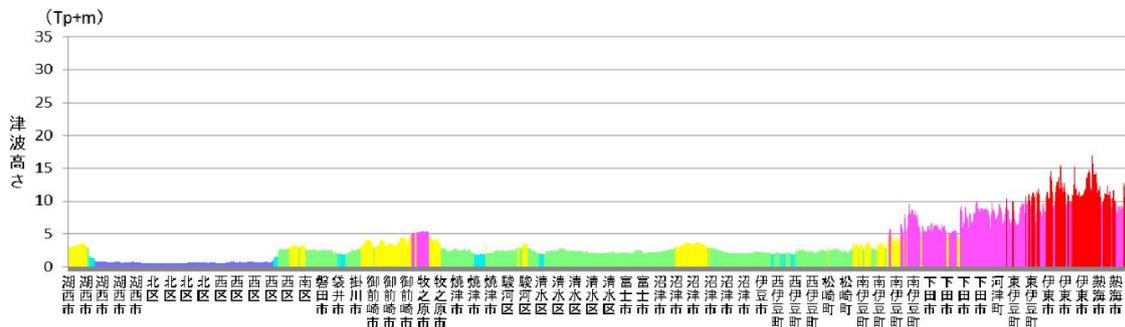


図4 相模トラフ沿いの最大クラスの地震(ケース1)

出典：静岡県第4次被害想定(相模トラフ沿いで発生する地震の地震動、津波浸水想定)(平成27年1月)

(3) 適用する被災想定

本方針では、想定される最大クラスの地震による被害に対応するため、静岡県第4次被害想定による南海トラフ巨大地震（東側ケース）及び相模トラフ沿いの最大クラスの地震の重ね合わせによる被害を想定するものとする。

○静岡県の被害想定の見直しに応じて、本方針にて適用する被災想定を更新する。

## 2. 基本方針

### 2.1 目標(ミッション)

地震や津波による被害が発生してから概ね3日間で、広域支援ルート(くしの軸)となる東名高速道路、新東名高速道路から甚大な被害が発生した地域へ関係機関が連携して道路啓開を行い、緊急輸送ルート及び緊急輸送路を確保することを目標とする。

#### ■「概ね3日間」の理由

- ・人命救助及びこのための活動を支援するためには、発災当初の72時間が極めて重要な時間帯となる。
- ・災害時の救急救命は、過去の災害の経験も踏まえ、48時間以内に救命治療を開始する必要がある、体制が整えられつつある。
- ・72時間を超えると医療の体制も変わり、支援の内容も変化することから、大量輸送が可能な道路の啓開も概ね3日間を目標に完了させることが望ましい。

### 2.2 広域的な道路啓開との関係

静岡県東部地域の道路啓開を実施するにあたっては、東名高速道路、新東名高速道路等の広域的な道路啓開と綿密に連携するとともに、本地域の道路啓開の実施に必要な迅速・的確な他県及び他地域からの支援(TEC-FORCE等)を受けるため、中部版「くしの歯作戦」のくしの歯ルート選定の考え方を踏まえ静岡県東部地域の道路啓開を行うものとする。

中部版「くしの歯作戦」では、人命救助のため、くしの歯ルート(3つのSTEP)及び拠点アクセスルートを啓開し、救援・救護ルートを確保することとしている。

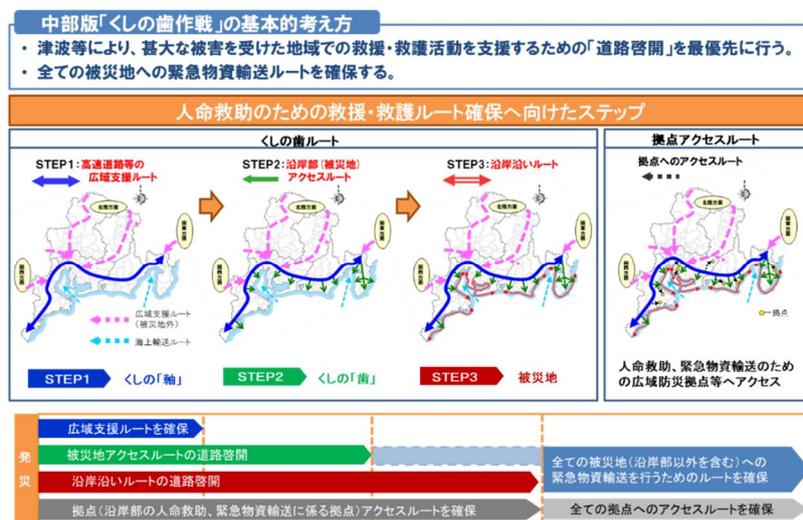


図5 中部版「くしの歯作戦」

## 2.3 道路啓開基本方針

伊豆半島は周りを海に囲まれ、中央には急峻な天城山を抱えることから、道路網が脆弱で迂回路も少ない特徴がある。

伊豆半島中央部に位置する、道の駅「伊豆月ヶ瀬」までは、概ね高規格道路で接続することが出来るが、伊豆半島内のその他の主要路線は県が管理する国道（指定区間外）と県道、市町道により構成される。

伊豆半島の道路啓開の進め方を、STEP 1 から 3 に区分し、同時並行として進めていくこととする。

①広域支援ルートの啓開（STEP1）と並行して、内陸からのアクセスに時間を要する沿岸部エリアにおける救命・救助のための道路啓開（STEP 1）を実施し、②救命・救助及び物資輸送のための内陸部と沿岸部を結ぶルートの啓開（STEP2）を実施する。その後、③被災状況に応じて沿岸部ごとを結節するルートの道路啓開（STEP3）を実施し、被災地への緊急輸送ルート及び緊急輸送路を確保する。

### ■中部版「くしの歯作戦」の流れ

- ・STEP1：広域支援ルートの啓開、沿岸部エリア内の啓開
- ・STEP2：沿岸部エリアに至るルートの啓開
- ・STEP3：沿岸部エリア間の結節



図 6 静岡県東部地域における道路啓開の考え方(イメージ)

## 2.4 道路啓開を実施する代表路線

本方針で啓開を実施する代表路線は、静岡県東部地域における3日以内での人命救助や、全ての被災地への支援物資の輸送等のためにルート確保が必要な道路について、その被災状況等に応じて選定する緊急輸送ルートとし、STEP 1 から STEP 3 に設定する。ただし、緊急輸送ルートが被災して道路啓開を行うことが困難となった場合は、周辺道路の被災状況等を踏まえ代替路線（迂回路）を設定し啓開を行う。

緊急輸送ルート以外の緊急輸送路についても、検討会で選定した路線については代表路線とする。



図 7 静岡県東部地域における道路啓開を行う代表路線図

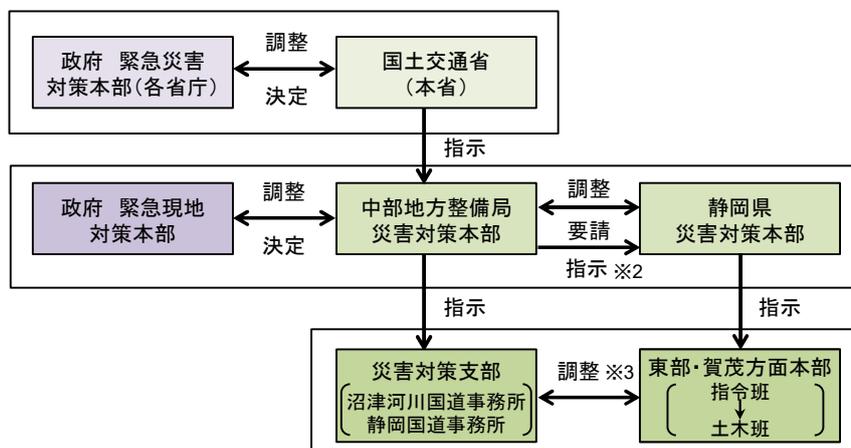
### 3. 道路啓開の実施体制

#### 3.1 広域支援ルート確保との関係

静岡県東部地域の道路啓開は、「中部版くしの歯作戦」における広域支援ルート・救援・救護ルート・緊急物資輸送ルートの確保のうちの一地域として位置づけられる。

##### ■広域支援ルート確保に係る方針の決定の流れ

- ・国土交通省は、政府に設置される緊急災害対策本部における対応方針を踏まえ、全国的な道路の被災状況等から、全国的な広域支援ルートの確保の方針を決定し、このうち、中部圏の方針を伝達するとともに、必要な事項を中部地方整備局（災害対策本部）に指示する。
- ・中部地方整備局（災害対策本部）は、中部圏全域の広域支援ルートの確保と整合を図りつつ、政府緊急現地対策本部と調整し、静岡県内への緊急輸送ルートの確保の方針を決定し、静岡県災害対策本部に伝達するとともに、必要な事項を指示する。
- ・静岡県内の緊急輸送ルートの確保の方針のうち、静岡県東部地域の道路啓開の方針について、中部地方整備局（災害対策本部）は沼津河川国道事務所・静岡国道事務所（災害対策支部）に指示し、静岡県災害対策本部は東部・賀茂方面本部に伝達するとともに、必要な事項を指示する。

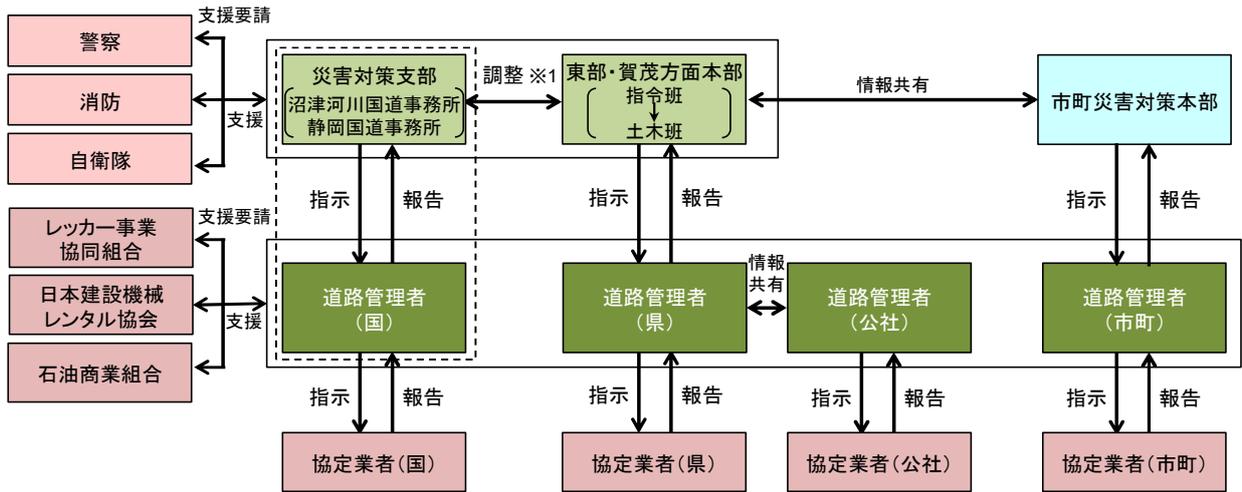


- ※1 東海地震では静岡県内に設置
- ※2 災害対策法76条の7に関する指示
- ※3 リエゾン(LO)を通じた調整

図 8 広域支援ルート確保との関係

### 3.2 静岡県東部地域の道路啓開の体制

災害対策支部と東部・賀茂方面本部は各機関のリエゾン（LO）等を通じて、綿密に情報交換・調整を行いつつ、上位機関からの道路啓開の方針等や道路の被災状況、一般被害等を踏まえ、関係機関と調整し、静岡県東部地域の道路啓開の方針・手順等の決定を行う。



※1 リエゾン(LO)を通じた調整

図 9 静岡県東部地域の道路啓開の体制

※LO (Liaison Officer) : 各機関に派遣される連絡員や県から市町に派遣する職員 (市町情報収集要員) を本計画ではLO (リエゾン) と称する。

○広域支援機関 (警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、自衛隊災害派遣隊等) との連携体制について、検討会で継続的に検討を要する。

## 4. 道路啓開の実施

### 4.1 災害発生直後の連絡体制の確立

南海トラフ巨大地震等の甚大な災害の発生時には、各機関の防災業務計画に基づき、それぞれ速やかに災害対応を行う体制を発動する。

本方針の実施にあたっては、各機関同士の連携が必要不可欠であることから、情報連絡体制が確保されていることを速やかに確認する。また、互いの機関の意思疎通を円滑に行うことや、情報連絡手段が使用不能な場合、要請の有無に係わらず、各機関間において必要なリエゾン（LO）の派遣を行う。

#### 東日本大震災における支援活動

- 東日本大震災では、地方公共団体への支援活動を円滑に実施するため、青森県庁、岩手県庁、宮城県庁、福島県庁、31市町村の災害対策本部等に対して「リエゾン」を派遣した。（ピーク時96人、発災直後から6月30日まで延べ3,916人・日）
- 自治体ニーズを的確に把握し、リエゾン自ら関係機関との現地調整等を実施する等、各自治体への支援を円滑に実施した。

## 4.2 道路パトロールの実施

大規模災害発生後、協定業者は速やかに緊急輸送ルート及び緊急輸送路のパトロールを行う。道路パトロールの開始は道路管理者に報告するものとするが、通信途絶時は自動でパトロールをする。同様に、道路パトロールの結果は、駆け込み施設から災害時に利用可能な通信手段により、又は、通信障害が回復次第、電話等により道路管理者に報告する。

### ■道路パトロールの進め方

- ・南海トラフ巨大地震等の甚大な災害の発生後、災害時の情報の収集提供を行う国・県の協定業者は、速やかに他の災害時協定に優先して緊急輸送ルート（市町道の緊急輸送ルートを含む）及び緊急輸送路の道路パトロールを行い、その結果を道路管理者に報告する。
- ・道路管理者と電話等による連絡がとれない場合においても、道路管理者からの要請の有無に係わらず、緊急輸送ルート及び緊急輸送路の道路パトロールを行う。
- ・通信途絶時における道路管理者への道路パトロール体制の確立状況や道路パトロールの実施状況について、駆け込み施設から災害時に利用可能な通信手段により、又は、通信障害が回復次第、電話等により道路管理者に報告する。
- ・道路管理者は、必要に応じて協定業者のパトロールを補完するパトロールを行う。

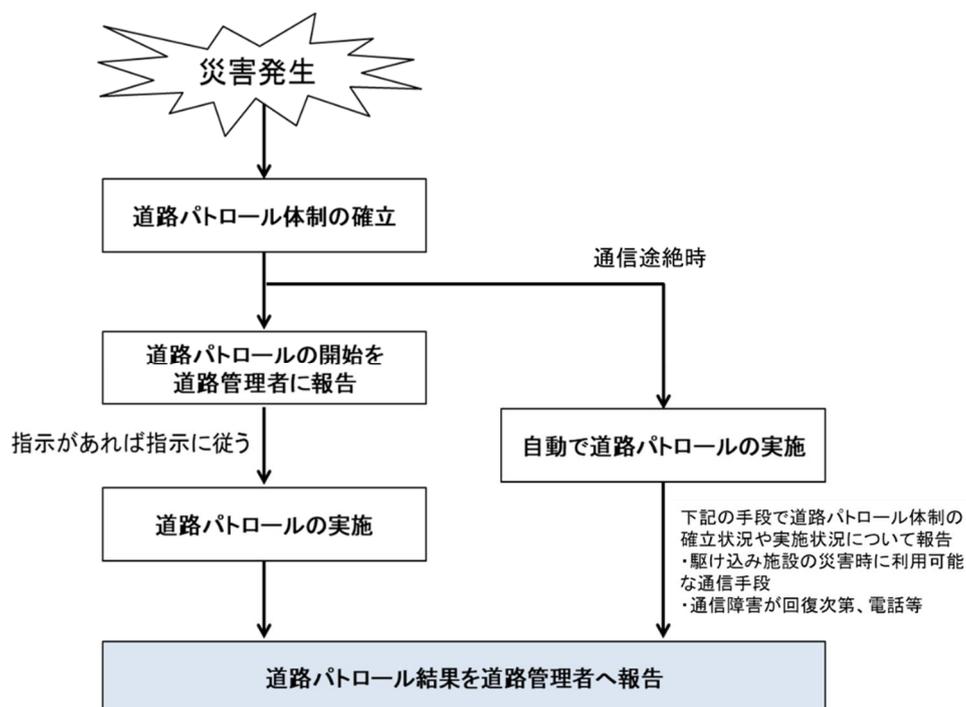


図 10 道路パトロールの実施フロー

### 4.3 緊急車両通行のための通行規制及び区間指定の実施

道路管理者は、緊急車両が通行できるよう、一般車両の通行規制及び通行規制を行う区間指定をする。

#### ■災害対策基本法に基づく、通行規制及び区間指定の進め方

- ・各道路管理者は、①発災後自動的に、災害対策基本法第 76 条の 6 の規定に基づき、それぞれの管理する道路の全線について、起終点を明示又は区間・範囲を包括してその区間の指定（以下、「区間の指定」という。）を行うものとする。
- ・②区間の指定にあたっては同法施行令第 33 条の 3 の規定に基づき、あらかじめ若しくは事後において速やかに当該地域を管轄する県公安委員会に、道路の区間及びその理由を通知しなければならない。
- ・③当該指定をした道路の区間（以下、「指定道路区間」という。）について、同法同条の規定に基づき、当該指定道路区間内に在る者に対し、当該指定道路区間について周知を行うものとする。

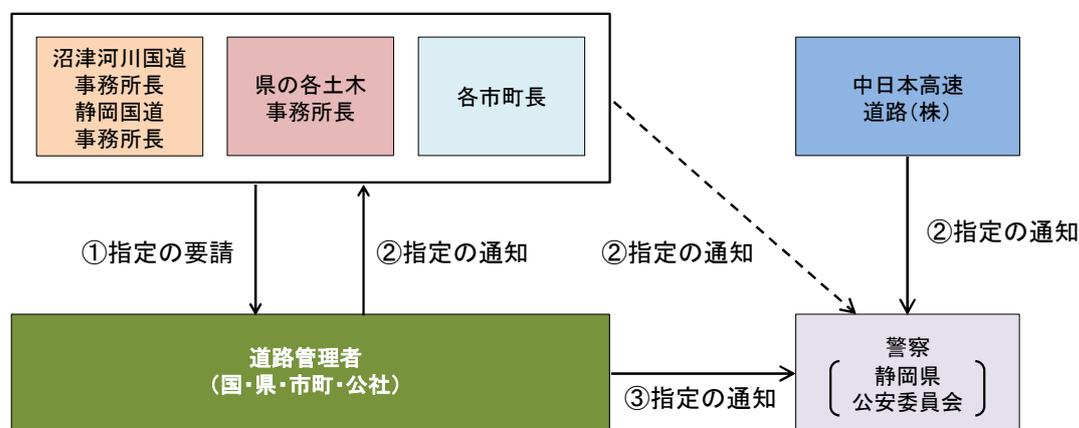


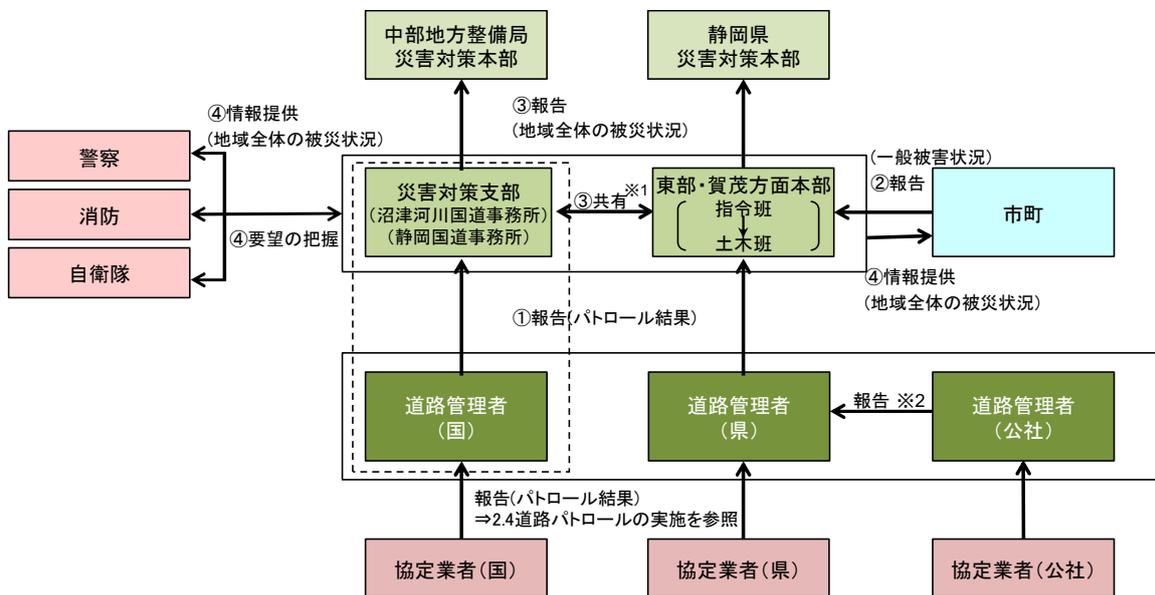
図 11 災害対策基本法に基づく区間指定の流れ

## 4.4 被害状況等の共有

道路啓開を効果的・効率的に実施するため、啓開を行う緊急輸送ルート及び緊急輸送路等の道路の被災状況、津波、地震等による各自治体の一般被害の状況を関係機関で随時共有する。

### ■被害状況等の連絡体制

- ・道路管理者（国・県）は、緊急輸送ルート及び緊急輸送路のパトロールの結果を災害対策支部又は東部・賀茂方面本部へ各々速やかに報告する。
- ・市町は、一般被害情報を静岡県東部・賀茂方面本部へ報告する。
- ・災害対策支部及び東部・賀茂方面本部は、広域的な被災状況等の情報をとりまとめ、互いに共有するとともに、中部地方整備局災害対策本部及び静岡県災害対策本部へ各々報告する。
- ・東部・賀茂方面本部は市町へ情報提供するとともに、警察、消防、自衛隊と共有し、支援活動等における要望を把握する。



※1 リエゾン(LO)を通じた共有  
 ※2 沼津土木事務所に報告

図 12 被害状況等の情報共有体系図

## 4.5 道路啓開方針・手順等の決定

静岡県東部地域の内、特に伊豆半島においては、半島特有の地形条件や脆弱な道路網により迂回路も限られる。

また、津波による瓦礫の堆積や土砂災害も多く、甚大な被災想定がされていることから、早期に道路による接続が求められる拠点に対して、速やかに道路啓開を進めるため、あらかじめ道路啓開の方針や手順、総合啓開に関する考え方について定めておく。

### ■拠点の優先順位の設定について

- ・能登半島地震をはじめ、過去の大規模災害においては、災害対策を行う自治体庁舎や人命救助を行う災害拠点病院等を優先し、道路の啓開を進めてきた。
- ・静岡県東部地域についても、既存の南海トラフ地震における静岡県広域受援計画に準拠し、道路啓開を進めるために必要となる拠点施設への進出ルートと、広域支援に関する拠点・施設への進出ルートに分け、拠点ごとの確保目標を設定（表 2、表 3 参照）した。

○優先すべき拠点の優先順位については、被災状況により変わることが想定される。

今後の被災想定の見直しや関連計画の改定により、随時検討を行い更新する。

○能登半島地震においては、自治体庁舎を拠点として道路啓開を行い、発災後 3 日で大型車が通行可能な縦軸・横軸ラインを確保した\*。

※出典：能登半島地震での対応状況（国土交通省 北陸地方整備局）

<https://www.hrr.mlit.go.jp/road/dourokeikai2/siryou2.pdf>

表 2 緊急輸送ルート（道路啓開を進めるために必要となる拠点・施設への進出ルート）

用途	目的地（拠点等）	確保目標
災害応急対策全般	県庁・地域局（方面本部）	概ね 1～2 日
	市町役場（本部）等*1	概ね 1～2 日

表 3 緊急輸送ルート(広域支援に関する拠点・施設等への進出ルート)

用途	目的地(拠点等)	確保目標
救助・消火活動等	救助活動拠点(警察・消防) (県方面本部に対し啓開を要請したルート)	概ね1～2日
	救助活動拠点(自衛隊)	概ね1～2日
医療活動	災害拠点病院	概ね1～2日
	救護病院※2	概ね1～2日
	航空搬送拠点	概ね1日
	航空搬送拠点 (東名・新東名を經由しないことが効率的な場合のみ)	概ね1～2日
物資調達	広域物資輸送拠点	概ね3日
	地域内輸送拠点	概ね3日
港湾	油槽所を有する港湾	概ね3日
	防災拠点港湾	概ね3日
	防災港湾	概ね7日
航空運用	ヘリベース	概ね3日

※1: 中部版「くしの歯作戦」に位置付けられる国道事務所・土木事務所等を含む

※2: 中部版「くしの歯作戦」のみに位置付けられる拠点

■優先して啓開を行う路線の設定及び道路啓開の進め方

- ・優先すべき啓開路線の抽出は、緊急輸送ルートを構成する路線ネットワークの内、前段で設定した発災初期に道路での接続を必要とする拠点への通過経路について重み付けをすることで実施。
- ・これらの路線については、初動パトロールによる被災状況を把握後、方面本部へ被災情報を共有後、ただちに各道路管理者の判断により道路啓開を開始する。

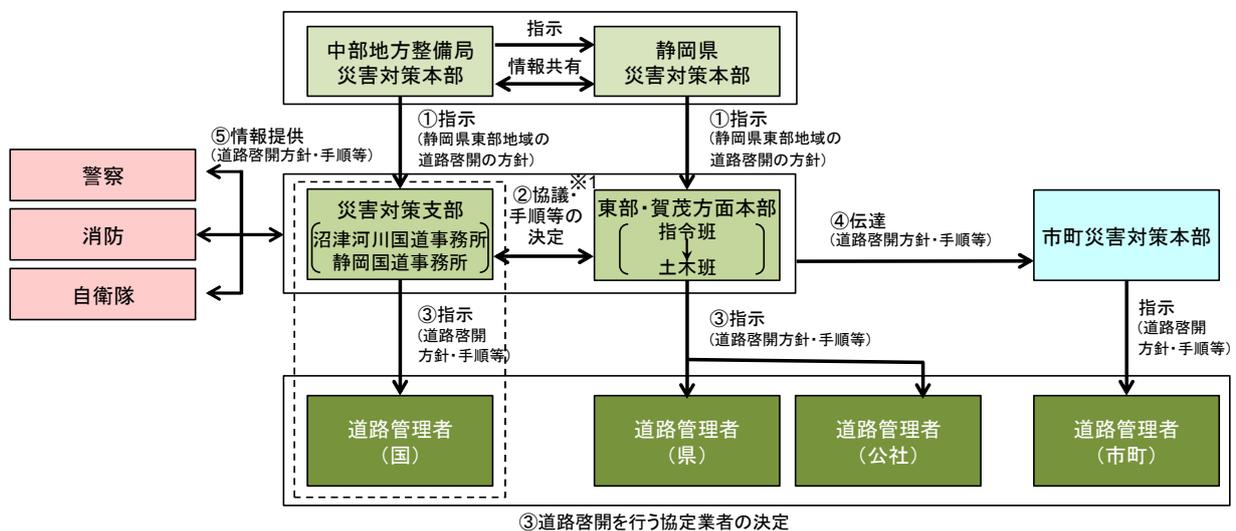
■優先して啓開を行う路線以外の道路啓開の進め方

- ・道路啓開の実施に掛かる方向性は、各道路管理者の上部機関より伝達されるが、地域としての道路啓開の進め方については、南海トラフ地震における静岡県広域受援計画に準拠し、方面本部は管内の道路被害状況等を踏まえ、各道路管理者(国・県・市町等)と調整の上、優先的に道路啓開を実施する区間等を決定し、道路管理者へ道路啓開の要請又は指示を行う。

- ・方面本部は、各道路管理者と協議の上、本来道路管理者が道路啓開の実施が困難であると判断した場合は、道路啓開の代行について中部地方整備局に要請する。
- ・優先する拠点(市町庁舎等)までの啓開完了日数が想定する拠点の確保目標を超える場合、方面本部は各市町庁舎、拠点ヘリポート等を含む総合啓開<sup>※</sup>エリアについて、空路や海路の活用を早期に判断する。

※総合啓開：沿岸部地域等の甚大な被害により、道路啓開の完了が相当な日数を要することが想定されるエリアにおいて、空路や海路を活用して拠点へのアクセスを確保すること。

- ・方面本部は警察や消防、自衛隊等の関係機関に対して、決定した道路啓開方針を伝達し、情報提供を行う。



※1 リエゾン(LO)を通じた協議  
 ※2 災害対策基本法第76条の7に関する指示

図 13 方針・手順等の決定フロー図

- 優先して啓開を行う路線の抽出手順や啓開の判断等については、今後の被災想定の見直しや関連計画の改定により、随時検討を行い更新する。
- 総合啓開の判断については、総合啓開の実施体制も含め検討会において継続的な検討を要する。
- 能登半島地震において、沿岸部では被災箇所が多数確認されたため、県・自衛隊と連携して陸・海・空からくしの歯状の啓開を実施し、孤立集落の解消等を行った<sup>※</sup>。

※出典:能登半島地震での対応状況(国土交通省 北陸地方整備局)

<https://www.hrr.mlit.go.jp/road/dourokeikai2/siryou2.pdf>



図 14 緊急輸送ルートの重み付けと総合啓開エリアの設定イメージ

※被害想定は令和3年3月時点

## 4.6 道路啓開の実施

道路管理者は、優先すべき啓開路線又は指示された道路啓開の方針（総合啓開含む）に基づき、協定業者に対して道路啓開の実施を指示する。指示を受けた協定業者は、必要な人員、資機材を確保し、道路啓開を実施する。必要に応じ、関係機関への協力要請を行う。

### ■道路啓開の進め方

- 道路管理者は、優先すべき啓開路線又は指示された道路啓開の方針（総合啓開含む）に基づき、啓開すべき路線、区間に応じて、災害時に応急対策を行う協定業者に対して、道路啓開の実施を指示する。協定業者は、道路管理者からの指示に基づき、必要な人員、資機材を確保し、道路啓開を実施する。
- 道路管理者と電話等による連絡がとれない協定業者は、指示の有無に係わらず、道路管理者の出張所等、予め道路管理者と定めた場所に集合し、道路管理者から直接指示を受ける。
- 道の駅「伊豆月ヶ瀬」に設置する道路啓開現地調整拠点において、機関間の連携により迅速に啓開作業を進めるため、関係機関が参集・調整・指示を行う。

### ■関係機関への協力の要請

- 道路啓開作業は、被害の内容に応じた対応を行い、道路管理者は関係機関の協力が必要な場合は協力を要請する。
- 協定業者は、必要な人員、資機材の確保が困難な場合は、道路管理者に報告し、道路管理者は静岡県東部地域及び他地域、他県の建設業協会に協力を求める。

○沿岸部の道路啓開を実施中に大津波警報が発表されるおそれがあるため、予め作業員への伝達方法、待避場所、避難方法について、関係機関で調整を行うことが必要である。

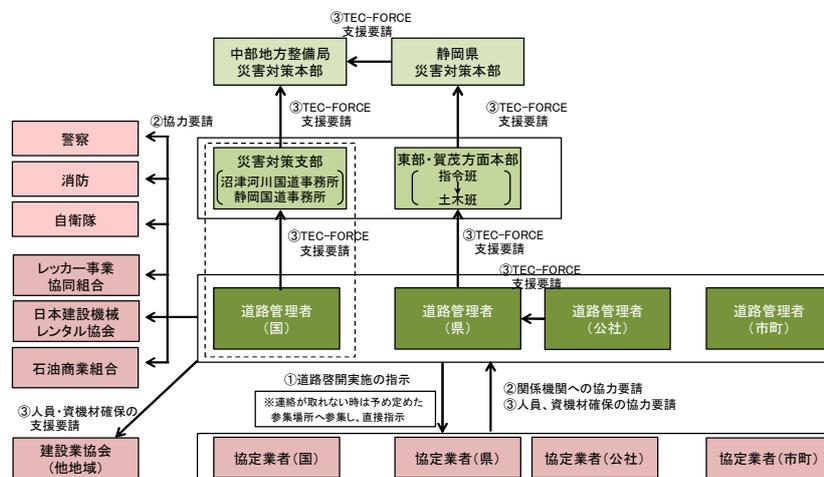


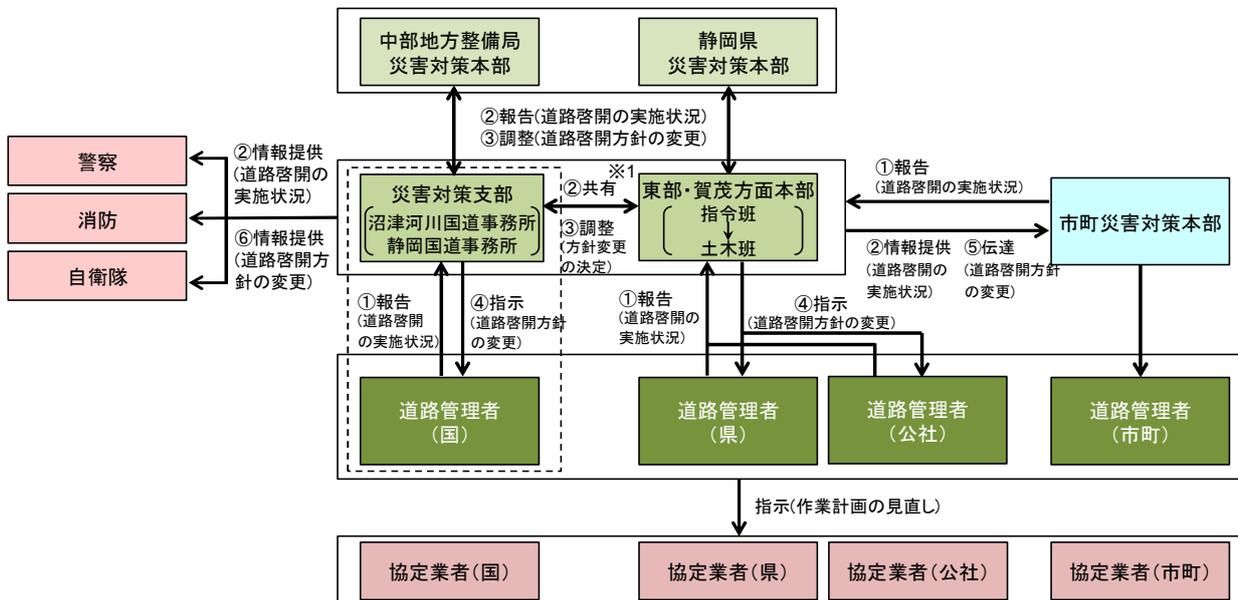
図 15 道路啓開実施における道路管理者、協定業者、及び関係機関の体系図

## 4.7 道路啓開状況の把握

道路啓開の進捗を把握するため、道路啓開状況は速やかに関係機関間で共有する。また、必要に応じ、静岡県東部・賀茂方面本部は道路啓開方針を変更する。

### ■道路啓開状況の連絡体制

- ・各道路管理者及び市町は、道路啓開の実施状況を災害対策支部又は静岡県東部・賀茂方面本部に報告する。
- ・災害対策支部及び静岡県東部・賀茂方面本部は、道路啓開の実施状況をとりとまとめ、上位機関へ報告するとともに、互いに共有し、市町や警察、消防、自衛隊へ情報提供する。
- ・報告された道路啓開の実施状況、一般被害状況等に鑑み、静岡県東部地域の道路啓開の方針に変更が必要な場合は、災害対策支部及び静岡県東部・賀茂方面本部がそれぞれ上位機関との調整を行いつつ調整し、道路啓開の方針を変更する。
- ・災害対策支部及び方面本部は、道路啓開の方針の変更内容をそれぞれ各道路管理者に指示し、東部・賀茂方面本部は静岡県東部地域全体の道路啓開の実施状況や道路啓開の方針の変更内容について市町に伝達し、警察、消防、自衛隊と共有する。



※1 リエゾン(LO)を通じた共有・調整

図 16 道路啓開状況の把握・共有の際の各機関の関係

## 5. 道路啓開における留意点

### 5.1 TEC-FORCE による支援との連携

甚大な被害が発生し、被災地自らの道路啓開では人員、資機材が不足する場合、TEC-FORCE による支援と連携を図る必要がある。

静岡県東部地域では、富士川河口断層帯の活動による大規模な地盤変動の危惧や伊豆半島の急峻で複雑な地形・脆弱な地質のため、緊急輸送ルート及び緊急輸送路において、道路構造物の大規模な被災や斜面崩壊等が危惧される。また、被害の状況によっては迂回路が確保できない場合もあり、緊急輸送ルート及び緊急輸送路の早期確保のため、資機材、人員等を集中的に配置し、被災箇所の迅速な応急復旧が必要となる。この場合、被災地自らの道路啓開では人員、資機材ともに不足するため、TEC-FORCE による支援が不可欠である。静岡県東部地域の道路啓開の方針の決定にあたっては、TEC-FORCE による支援を考慮し、被災地自らの道路啓開と役割分担・連携を図ることが重要である。

#### ■TEC-FORCE の概要

- ・国土交通省緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）は、大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、被災地方公共団体等に対して、円滑かつ迅速に災害対応の支援を実施することを目的として、平成 20 年度に創設された。
- ・全国の地方整備局と事務所を中心に約 17,129 名の隊員が任命（R6.4 時点）されており、ゲリラ豪雨のような局地的な災害に対しては近傍の事務所や管内の地方整備局から、東日本大震災のような広域的な災害に対しては全国の地方整備局から現地へ隊員が参集する。
- ・ヘリコプターや排水ポンプ車、通信衛星車等の災害対策用の機材も全国に配備しており、迅速な被害状況調査や現地での応急対応が可能である（表 4 参照）。

表 4 TEC-FORCE の活動内容

項目	内容
中部地整 TEC-FORCE における主な 活動内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害対策本部、TEC-FORCE 総合司令部等の設置</li> <li>・ 他地整からの応援部隊の受入調整</li> <li>・ 災害対策用ヘリコプターによる上空調査、各支部等による緊急点検等の実施</li> <li>・ 地方公共団体へのリエゾン派遣</li> <li>・ 災害情報の収集・提供、技術的な助言、TEC-FORCE・災害対策用機械の派遣調整等</li> </ul>
応 援 地 整 TEC-FORCE における主な 活動内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応援対策本部の設置</li> <li>・ 中部地整 TEC-FORCE 総合司令部等からの被害状況の収集</li> <li>・ 災害対策用ヘリコプターを派遣し、中部地整管内の被害状況の収集</li> <li>・ 地方公共団体へのリエゾン派遣</li> <li>・ 災害情報の収集・提供、技術的な助言、TEC-FORCE・災害対策用機械の派遣調整等</li> <li>・ 衛星通信車（又は Ku-SAT）の派遣による通信回線の確保</li> </ul>
中部地整・応 援地整共通の 活動内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急排水の実施</li> <li>・ 中部版「くしの歯作戦」に基づいた道路啓開の実施</li> <li>・ 人命救助等に係る 2 次災害の防止や応急復旧等の土砂災害対応</li> <li>・ 地方公共団体が管理する道路・河川・砂防・港湾施設及び被災建物等の被害状況調査</li> <li>・ 港湾 BCP、伊勢湾 BCP に定める航路啓開</li> <li>・ その他、地方公共団体等からの要請への対応</li> </ul>

○能登半島地震においては、のべ 25,967 人・日の TEC-FORCE を派遣し、土砂崩れ等により通行不能となった県、市町管理道路に対して建設業者と連携した道路の緊急復旧（道路啓開）を実施。また、給水機能付散水車による給水支援、照明車による電源支援等も行った。

出典：緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）（国土交通省 水管理・国土保全局）

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/pch-tec/about/pdf/newoverview.pdf>

## 5.2 関係機関との連携

道路啓開作業の実施にあたり、被災地の救命・救援活動を行う（広域）支援機関（自衛隊、警察、消防）や電力・通信事業者との情報共有や各機関における災害対応の依頼等、連携が必要である。

被災地の救命・救援活動には（広域）支援機関（自衛隊、警察、消防）が出動するため、道路啓開作業による緊急輸送ルート及び緊急輸送路の確保状況を情報共有し、道路啓開方針・手順の決定について、（広域）支援機関（自衛隊、警察、消防）と十分に調整する必要がある。また、道路啓開作業中における負傷者等の救助や瓦礫の処理等において、自衛隊、警察、消防との協力が必要となる。このほか、警察とは通行規制の実施や有価物の取扱、遺体処置、消防とは危険物の取扱について連携・協力を求める。なお、必要に応じ、（広域）支援機関（自衛隊、警察、消防）とのチーム編成を行う等の調整が必要である。

道路啓開を担当する建設業者が電力柱の除去を行うためには、電力事業者による被災情報（断線箇所、倒壊電柱等）の共有、応急復旧対応を実施する必要がある。同様に、電信柱の除去を行うためには、通信事業者による被災情報（伝送路等の断絶状況、通信線の切断可否※）の共有、応急復旧対応が必要となる。このため、これらの公益物件等の除去・撤去に係る役割・責任や、電力事業者・通信事業者が電力柱・電信柱の倒壊現場に到達するまでに必要な道路啓開における役割や費用負担等を検討する必要がある。

※被災状況、収容回線に応じ、切断可と判断した場合のみ

## 6. 今後必要となる事項

### 6.1 伊豆地域における道路整備の推進

伊豆地域は、急峻で複雑な地形で地質も脆く、緊急輸送ルート及び緊急輸送路に指定された道路も十分な災害対策が実施されていないため、地震によって落橋や斜面崩壊等の大規模な被災が想定される。この応急復旧のために多大な時間が必要となるおそれがある。伊豆地域の道路の安全性・信頼性を向上させるため、伊豆縦貫自動車道の整備を推進するとともに、現道の防災対策や改良事業を計画的に進める必要がある。

#### (1) 伊豆地域の緊急輸送ルート及び緊急輸送路と災害危険性



図 17 伊豆地域の緊急輸送ルート及び緊急輸送路と災害危険性

(2) 伊豆縦貫自動車道の整備状況



図 18 伊豆縦貫自動車道の計画概要

- 必要な道路ネットワークについては伊豆地域を中心に整理しているが、東部地域全体での検討を進める必要がある。
- 伊豆縦貫自動車道の整備進捗を踏まえ、緊急輸送ルートの見直しを検討する。

## 6.2 防災拠点の整備と活用

### (1) 防災拠点の整備

道路啓開を円滑に進めることや、救命・救援活動段階、その後の災害復旧段階において防災拠点が果たす役割は大きいことから、緊急輸送ルートを構成する路線の主要な結節点等に、防災拠点の整備を進める必要がある。

道路啓開の拠点機能をはじめ、救命・救援活動やその後の災害復旧活動において、人員、資機材を展開する拠点等として活用を考えると、防災拠点の役割は非常に重要である。

能登半島地震をはじめ、これまでの災害においても、各地の道の駅や高速自動車国道上のSA・PAが防災拠点として活用され多くの成果を上げてきた。

特に伊豆半島は、平野部が少なく防災拠点にふさわしい施設が限定されるとともに、道路啓開の実施においても、関係機関の参集拠点や道路啓開の調整拠点の設置等、防災拠点の役割は大きく、拠点整備が求められている。

このため、防災道の駅の指定等、道の駅の防災拠点化を進めるとともに、伊豆縦貫自動車道の整備の進展にあわせ、松崎町及び西伊豆町方面への道路啓開の拠点となる下田市箕作地区付近等をはじめ、防災拠点を整備する必要がある。

### (2) 防災拠点の活用

道の駅「伊豆月ヶ瀬」、「すばしり」、「ふじおやま」の道路駐車場が令和4年3月に防災拠点自動車駐車場に指定された。

特に道の駅「伊豆月ヶ瀬」には、地理的条件を踏まえ、関係機関と道路啓開の作業方針を調整するため、関係機関の参集拠点としての活用をはじめ、地域振興施設内に道路管理者により道路啓開現地調整拠点を開設する。

道の駅「伊豆月ヶ瀬」は、くしの歯ルート STEP1 の終了地点であり、西伊豆から接続する国道136号と下田方面から接続する国道414号の交差部に位置しているため、くしの歯ルート STEP2以降を啓開するための拠点として優位な立地である。

また、道の駅「すばしり」、「ふじおやま」は、内陸部に位置し、津波による被災は想定されないため、内陸部からの進出拠点などの防災拠点として活用することが想定される。

○能登半島地震において、道の駅「のと里山空港」は、支援物資の集配拠点や道路啓開の活動拠点となる「道路啓開支援センター」として活用された。

出典：能登半島地震の道路啓開・復旧状況(国土交通省) <https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/content/001758735.pdf>



図 19 防災拠点の位置

## 6.3 情報連絡体制の強化

道路啓開を迅速かつ的確に実施するには、災害時においても信頼性の高い複数の情報連絡手段を用いて、国土交通省、静岡県、市町、協定業者等の関係機関が綿密に情報交換・調整を行うことが重要である。そのため、新たな情報通信機器等の整備や、各機関独自の情報連絡手段の相互互換性を向上する等の対応が必要である。

### ■情報連絡体制の現状と災害に対する脆弱性、相互互換性の課題

- ・ 情報連絡を行う手段として、固定電話、携帯電話、衛星携帯電話等の一般回線、マイクロ回線やデジタル防災無線等の専用回線等がある。
- ・ 大規模災害発生時、一般回線は輻輳等のため関係機関が十分な情報連絡を行うことが困難となるおそれがある。専用回線も、機器の被災等により使用困難となることがある。
- ・ 情報連絡手段の多重化や相互互換性の確保が必要となる。

表 5 災害時における情報連絡手段の課題と対策

No	通信機器 /サービス	発生事象・課題	対策・検討内容
1	固定電話/FAX	・通話集中により輻輳が発生 ・地震動や津波により有線回線が切断	・専用回線の保有や複数回線による冗長化
2	携帯電話	・通話集中により輻輳が発生 ・端末のバッテリー切れ ・地震動や津波により、基地局が損壊 ・基地局のバッテリー切れ(自家発の燃料切れ)	・専用回線の保有や複数回線による冗長化
3	災害時優先電話 /FAX(固定)	・地震動や津波により有線回線が切断	・専用回線の保有や複数回線による冗長化
4	災害時優先電話 (携帯)	・端末のバッテリー切れ ・地震動や津波により、基地局が損壊 ・基地局のバッテリー切れ(自家発の燃料切れ)	・専用回線の保有や複数回線による冗長化
5	衛星携帯電話	・屋内では電波が届かず着信が受けられない ・端末のバッテリー切れ	・複数の通信手段を保有し冗長化
6	インターネット	・地震動、津波等により、公衆網が損壊し、画像や動画、IP通信を利用した情報収集・提供機器が利用できない	・大容量の専用回線によるIP接続(衛星回線等によるバックアップ回線の保有)
7	国交省 マイクロ多重無線	・静岡県庁及びNEXCO中日本以外の機関と通話・FAXができない	・マイクロ多重無線の相互乗り入れ
8	静岡県防災無線 (マイクロ無線)	・国交省と通話・FAXができない	・マイクロ多重無線の相互乗り入れ
9	国交省衛星通信 (JCSAT)	・国交省内しか通信できない	・衛星通信の相互接続
10	静岡県衛星通信 (スーパーバード)	・国交省と接続できない	・衛星通信の相互接続
11	光ファイバ(専用線)	・地震動や津波により有線回線が切断 ・動画等大容量データの共有ができない	・国交省の光ファイバ網との接続
12	防災相互通信用無線	・中距離以上は利用できない	・代替となる通信手段の保有

## 6.4 関係機関による道路啓開訓練の実施

道路啓開を、関係機関が綿密に連携し、迅速かつ的確に実施するためには、本方針に基づいた道路啓開訓練を継続的に実施することが必要である。訓練においては、本方針による道路啓開に関する体制、役割分担の検証、確認を行い、道路啓開実施に係る課題等を関係機関が共有して対応するとともに、各機関において課題への対応を行う。

### ■静岡県東部地域における道路啓開訓練の実施例

#### ①道路啓開現地調整拠点の運用訓練

##### 【訓練概要】

- ・日時：令和6年12月17日（火）15:20～16:30
- ・場所：道の駅「伊豆月ヶ瀬」レストランスペース
- ・参加機関：沼津河川国道事務所、東部地域局(WEB)、賀茂地域局(WEB)、沼津土木事務所、伊豆市、(一社)三島建設業協会、陸上自衛隊富士教導団、駿東伊豆消防本部、伊豆中央警察署、西日本電信電話（株）、東京電力パワーグリッド（株）等

##### 【訓練目的】

道路啓開現地調整拠点の運用、関係機関との役割分担及び連絡内容・手段を検証すること。

##### 【訓練内容】



方面本部とのWEB会議



大判図面への被害情報の記入



防災無線を用いた連絡



駆け込み施設としての報告

## ②道路啓開実動訓練

### 【訓練概要】

- ・日時：令和6年11月14日（木）8：30～12：00
- ・場所：道の駅「伊豆月ヶ瀬」、天城ふるさと広場
- ・参加機関：緊急消防援助隊関東ブロック、沼津河川国道事務所、災害協定業者

### 【訓練目的】

道路啓開の円滑な実施のため、防災拠点自動車駐車場の開設方法や、重機による道路啓開方法等を確認すること。

### 【訓練内容】



防災拠点自動車駐車場の開設



重機による倒木の除去



重機による土砂の除去



啓開後のパトロールによる安全性の確認

## 静岡県東部地域における道路啓開基本方針

---

令和7年3月27日決定

静岡県東部地域道路啓開検討会

---

編集：国土交通省 中部地方整備局 沼津河川国道事務所  
静岡県東部地域局  
静岡県賀茂地域局